

音更町中小企業者等チャレンジ補助金 Q&A

Q1. 制度の概要は？

A1. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた町内の中小企業者等が事業継続に向けて実施する新たな取組や感染症予防対策に必要な経費の一部を補助します。補助額は対象経費（税抜）の4分の3以内（千円未満切捨）で1事業者最大30万円です。（1事業者1回限りの申請）

Q2. 対象となる事業者は？

A2. 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者または同条第5項に規定する小規模企業者で、次のいずれにも該当する事業者

- ① 町内に独立した店舗等の事業所を有し現に事業を営んでいる法人・個人事業主または町内に住所（法人は登記上の本店、個人は住民票）を有し町外の独立した店舗等の事業所で現に事業を営んでいる法人・個人事業主
- ② 北海道が定める「北海道スタイル」を実践し、補助金の受給後も事業を継続する意思がある
- ③ 町税等に滞納がない

Q3. 中小企業者、小規模企業者とは？

A3. 以下のとおり

- ① 中小企業者（抜粋 中小企業基本法第2条第1項 中小企業の定義）
 - 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- ② 小規模企業者（抜粋 中小企業基本法第2条第5項 小規模企業者の定義）
 - 5 この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人）以下の事業者をいう。

Q4. 対象とならない事業者は？

A4. 次のいずれかに該当する事業者

- ① 農林業者
- ② 中小企業基本法上の「会社」に該当しない社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、各種組合（農業協同組合、生活協同組合、事業協同組合等）等

- ③ 暴力団等反社会的勢力の構成員または関係を有する者
- ④ その他、町長が適当でないとする者

Q5. 対象となる経費はどのような経費か？

A5. 以下のとおりです。いずれも必要な書類等を正確・確実に用意できるものに限り、個別の案件ごとに判断が必要なため、事前相談をお願いします。

■新規取組支援

…新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越え売上確保、販路拡大等につながる新たなサービス等の導入に係る消耗品費、印刷製本費、委託料、設置工事費、広告宣伝費、備品購入費、店舗等改修工事費等

例1) 飲食店が新たにテイクアウトやデリバリーを始めるための店舗改修、備品購入、広告宣伝等の費用

例2) 対面販売のみだった物販店が新たに通販サイトを立ち上げるための費用

例3) 塾や各種教室等のオンライン対応に要する費用

■感染症予防対策支援 ※不特定多数の人が利用するスペースに導入するものに限り

…新型コロナウイルス感染症の予防対策につながる設備等の導入に係る設置工事費、備品購入費、店舗改修工事費等

例)

- ・キャッシュレス決済、セルフレジ、セルフオーダーシステム、券売機の新規導入
- ・客席の間隔を空けるための店舗改修
- ・窓の増設や拡大、固定窓から開閉窓への改修、網戸の新設
- ・換気扇の新設・機能向上の改修、換気機能または空気清浄機能付きエアコンの新設
- ・自動ドアの新設、トイレ等の人感センサー付き照明器具設置
- ・手洗い場の新設、自動水栓への改修
- ・アクリル板、パーテーション、ビニールシートの設置
- ・自動手指消毒器、非接触型体温計、体温検知カメラ、サーモグラフィーの設置
- ・空気清浄機、オゾン発生器等（ウイルス除去・抑制機能が搭載されたもの）の設置

Q6. 対象とならない経費はどのような経費か？

A6. 以下のとおりです。個別の案件ごとに判断が必要なため、事前相談をお願いします。

■新規取組支援

- ・既存の取組や通常の販促活動と明確に区分できない費用

■感染症予防対策支援

- ・マスク、フェイスシールド、消毒液、手袋等の消耗品
- ・自宅兼店舗（事務所）に実施するもの（※自宅と事業用のスペースが明確に区分されている場合に限り、事業に使用する部分のみ対象）
- ・従業員の利便性向上等のために導入されるもの
- ・不特定多数の人の感染防止対策に直接つながらないと考えられるもの

■共通事項

- ・店舗等の一般的な改修や既存機器の修繕
- ・人件費、家賃、光熱水費、通信費などの固定的経費
- ・自社内の取引によるもの
- ・リース商品
- ・客観的に新型コロナウイルス感染症に対応するための取組と判断できないもの
- ・その他町長が不相当と認めるもの

Q7. 「新規取組」と「感染症予防対策」の両方を実施しなければ対象とならないのか？

A7. どちらか一方の実施でも対象となります。なお、両方実施の場合でも、どちらか一方の実施の場合でも1事業者30万円の上限は変わりません。また、1事業者につき1回限りの交付となるので、複数の取組を実施する場合は、まとめて申請してください。

Q8. 申請から補助金交付までの流れは？また申請に必要な書類は何か？

A8. 以下のとおりです。

■事業開始前に申請する場合

- ① 次の書類を音更町商工会に提出
 - ア 申請書（第1号様式）
 - イ 誓約書兼同意書（第2号様式）
 - ウ 対象経費の内容・金額等が確認できるカタログ、見積書、契約書等
 - エ 営業の実態が確認できるもの（※商工会会員の場合は不要）
確定申告書第一表、各種営業許可証、開業届の写しなど
- ② 音更町商工会で書類を審査後、町から交付の決定可否を事業者に通知
- ③ 決定通知受領後、事業開始
- ④ 事業終了後30日以内に次の書類を音更町商工会に提出
 - ア 実績報告書（第5号様式）
 - イ 対象経費の支払い状況が確認できる領収書等
 - ウ 店舗改修や備品設置の状況が確認できる写真等
 - エ 振込先口座情報が確認できる通帳等の写し
- ⑤ 音更町商工会で書類を審査後、町から補助金の額を確定し補助金を交付

■事業完了後に申請する場合

- ① 次の書類を音更町商工会に提出
 - ア 申請書兼実績報告書（第7号様式）
 - イ 誓約書兼同意書（第2号様式）
 - ウ 対象経費の内容・金額等が確認できるカタログ、見積書、契約書等
 - エ 対象経費の支払い状況が確認できる領収書等
 - オ 店舗改修や備品設置の状況が確認できる写真等
 - カ 振込先口座情報が確認できる通帳等の写し
 - キ 営業の実態が確認できるもの（※商工会会員の場合は不要）

確定申告書第一表、各種営業許可証、開業届の写しなど

② 音更町商工会で書類を審査後、町から補助金の交付決定可否および額を通知し補助金を交付

Q 9. 申請書類の提出方法は？

A 9. 感染症拡大防止のため可能な限り郵送にて下記まで提出してください。また、提出前に必要な書類等について電話等で事前確認をお願いします。

〈郵送先〉

〒080-0101

音更町大通6丁目6 音更町商工会

電話 0155-42-2246（平日8：45～17：30）

※役場と木野支所では受付していません

Q 10. 領収書等申請に必要な書類を紛失してしまった場合、申請できるか？

A 10. 申請に当たって、対象となる経費の内容を確認するための書類の提出は必須条件となるため、それらの書類がない場合は申請できません。

Q 11. 事業実施後の申請も可能か？

A 11. 令和3年4月1日以後に実施した事業が対象となるので、事後申請も可能ですが、経費の内容により対象とならない場合もあるため、対象経費の事前確認をお勧めします。

Q 12. 経営する町内の複数の店舗で対象事業を実施、A店での対象経費（税抜）が50万円、B店が15万円だった場合、補助金額はどうか？

A 12. 計算は

A店 50万円×3/4＝37万5千円 上限が30万円であるため「30万円」

B店 15万円×3/4＝11万2,500円 千円未満切捨のため「11万2千円」

となりますが、1事業者につき最大30万円の補助であるため、この場合の補助金額は30万円です。（※店舗ごとの補助ではなく事業者ごとの補助）

Q 13. 対象経費は消費税込みの額で申請するのか？

A 13. 消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額で申請してください。

Q 14. 取得した備品等の処分等に関する決まりはあるか？

A 14. 補助事業により取得した財産を補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、又は担保に供してはなりません。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数の期間を経過した場合は、この限りではありません。